

## 処遇改善の取り組みについて

当法人では、処遇改善計画に基づき、以下の取り組みを行うことにより、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）と福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定しています。

### （１）賃金改善計画について

- 職員の基本給を増額します。
- 直接処遇職員に、毎月「処遇改善手当」を支給します。
- 実績に応じて、年度末に「処遇改善手当」「特定処遇改善手当」を支給します。

### （２）キャリアパス要件について

- 年間を通して、個々の職員の達成目標を明確にします。
- 職員間で相互に研鑽が図れるような交流研修を実施します。
- 計画的に、実践発表の機会を設け、資質に向上を目指します。
- 専門研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉介護職員の評価を行います。

### （３）職場環境要件について

- 研修の受講と人事考課との連動を検討します。
- 新人福祉介護職員の早期離職防止のための新人指導担当者制度を導入します。
- 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実を目指します。
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を目指します。
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化を図ります。
- 非正規職員から正規職員への転換を検討実施します。
- 職員の増員による業務負担の軽減を目指します。

### （４）見える化について

- ホームページに処遇改善についての取り組みを掲載しています。
- 障害福祉サービス等情報公表検索サイトに取り組みを掲載しています。